

村民相談室



あなたのパートナーは大丈夫ですか？ DVは犯罪です！ リストでチェックしてみましょう

【問い合わせ】村民相談室(☎287-0863)

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、“配偶者(特に夫)やパートナーなど、親密な相手からの心と体への暴力”を指します。

右のチェックリストに当てはまる項目がある方は、DVの被害に遭っている可能性があります。チェックリストを使って、2人の関係を見つめてみましょう。

【チェックがあった方へ】

1つでもチェックがありましたか。これは、彼があなたに向けて行っている身体的、精神的、性的、経済的暴力です。

「怖くて」「別れたら暮らしていけない」「子どもがいるから」と、どうにもならない迷路に入り込んでいませんか。あなたが“つらい”と感じていたら、それはDVです。1人で悩まずに、まずはお電話ください。

ご相談は**村民相談室(☎287-0863)**へ！

相談日▼月・水・金曜日(祝日を除く)

時間 ▼午前9時～午後4時(予約可)

その他▼匿名での相談が可能です。▼秘密は厳守されます。

【DVチェックリスト】

- 彼は、あなたが友達や両親と交際するのを嫌がる。
- 彼は、あなたが外出したり帰宅が遅くなったりすると怒る。
- 彼は、あなたを「バカで脳無し」とののしったり、無視したりする。
- 彼は、あなたに生活費を渡さない。
- 彼と会話したくても、非難されたり、無視されたりするので、いつも深い孤独感を感じている。
- 彼は、機嫌が悪いと、あなたを殴ったり蹴ったりする。
- 彼は、上手くいかない事柄は「全て」あなたのせいにする。
- 彼は、あなたが作った料理を「ひどい味だ」と言い、あなたが努力した出来事の全てを「つまらないことだ」と言う。
- 子どもの行動について、「全てお前の育て方が悪いからだ、お前に似てるからだ」と非難する。
- 彼は、あなたの大事なものを壊したり、大切なペットをいじめたりする。
- 避妊に協力しない。

国民年金 「国民年金保険料」は社会 保険料控除の対象です



■「社会保険料控除証明書」は11月に送付されます

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、日本年金機構から11月初旬～中旬に送付されます。

また、10月以降に今年初めて国民年金保険料を納付する方には、平成31年2月に、同様の証明書が送付されます。証明書は大切に保管し、年末調整や申告の際に使用してください。

■支払った全額が所得控除の対象になります

国民年金保険料は、納付した全額が所得税、村・県民税の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除は、社会保険料(国民年金・厚生年金・国民健康保険・健康保険等)を納付(給与天引きを含む)したときに受けられる所得控除で、申告できるのは1月1日～12月31日に納付した社会保険料の金額です。

控除を受けるには、年末調整や確定申告の際に、納付を証明する書類(控除証明書や領収書等)を添付する必要があります。

■扶養家族分の納付額も控除対象になります

家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付額が、納付した方の所得税等の控除対象となります。年末調整の際に家族分の証明書も添付して、本人の社会保険料額と合算してください。

■問い合わせ

日本年金機構水戸北年金事務所(☎231局2283)



申告の際は、必要な書類を忘れずに！